

令和7年度日本語教育実態調査業務企画提案募集要項

1 委託業務名

令和7年度日本語教育実態調査業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月10日（火）まで

3 委託業務内容

別添「令和7年度日本語教育実態調査業務提案仕様書」のとおり。

4 委託料の上限額

6, 833千円（消費税及び地方消費税相当額等を含む）

5 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1者を決定し、業務を委託する。

6 応募資格

応募者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者もしくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 令和元年度以降において、国又は地方公共団体から、日本国内における外国人を含む住民を対象としたアンケート調査実施業務又は日本語教育に関する基本的な方針等の策定業務を受託し、履行した実績を有すること。

7 応募方法等

- (1) 提出物 企画提案書一式 ※「10 応募書類」参照。
- (2) 提出部数 8部(様式第1号のみ1部) ※「10 応募書類」参照。
- (3) 提出先 千葉県総合企画部 国際課 国際政策室
「令和7年度日本語教育実態調査業務」担当宛
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
電話 043-223-2941
- (4) 応募方法 持参又は郵送(FAX、メールでの応募は不可)
※郵送の場合は、電話で一報の上、特定記録など記録が残る
方法をとること。
- (5) 応募期限 令和7年8月4日(月)午後5時必着

8 業務説明会

本業務についての説明会を次の日程のとおり開催する。参加を希望する場合は、7月14日(月)正午までにメールで申し込みをすること。なお、業務説明会に参加しない場合も、本件への応募は可能とする。

- (1) 日 時：令和7年7月15日(火)午後2時から
- (2) 場 所：オンライン(Zoom)による
- (3) 申込先：千葉県総合企画部 国際課 国際政策室
「令和7年度日本語教育実態調査業務」担当宛
メールアドレス：kokusaig1@mz.pref.chiba.lg.jp

件名は「令和7年度日本語教育実態調査業務説明会の参加申込」とし、企業(団体)名、参加者数及び連絡先を記載すること。(任意様式)

9 質問の受付

本件に関する質問については、電子メールで送付すること。質問の範囲は、業務に関するものに限り、提案の状況、選定審査委員名等に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間
令和7年7月15日(火)の説明会終了後から令和7年7月22日(火)午後5時到着分まで。
- (2) 送付先
千葉県総合企画部 国際課 国際政策室「令和7年度日本語教育実態調査業務」担当宛
メールアドレス：kokusaig1@mz.pref.chiba.lg.jp
- (3) 特記事項
- ・メールの件名は「令和7年度日本語教育実態調査業務についての質問事項」とし、本文中に、企業(団体)名、連絡先を記載すること。(任意様式)
 - ・質問は、提出日のうちに電話により着信の確認を行うこと。
 - ・本件への質問とその回答内容については、令和7年7月25日(金)午後5時までに千葉県ホームページに掲載する。

10 応募書類

以下、企画提案書一式について作成、提出する。

(1) 企画提案書一式

①企画提案書（様式第1号）

②企画提案概要説明書（様式第2号）

- ・本様式以外に添付したい資料等があれば、用紙は全てA4判とし、企画提案概要説明書の最後に綴じること。

- ・提案にあたっては、下記の事項を必ず含むこと。

ア 調査対象者の選定・目標回答数達成のための手法

（対象言語を追加提案する場合は、その言語）

調査対象となる県内在住外国人の抽出方法、人数及び目標とする回答数を達成するための方法について可能な限り具体的に記載すること。

対象言語を追加提案する場合は、その言語についても記載すること。

イ 質問項目

外国人向けアンケートの調査項目について出来る限り具体的に記載すること。

ウ 調査結果の分析

調査結果の分析方法と、当該分析方法から得られるデータの有用性について出来る限り具体的に記載すること。

③業務実施スケジュール（様式第3号）

- ・委託契約日を令和7年8月29日（金）と仮定し、企画から実施に至る一連の業務の大まかなスケジュールを記入すること。

④経費見積書（様式第4号）

- ・本委託業務に関する全ての費用を算定・計上すること。

- ・委託業務の対象経費（費目）は、文部科学省が「令和7年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業募集案内」に掲示する補助対象経費に準じる。

- ・課税業者、非課税業者を問わず、税込金額を記載すること。

- ・積算内訳については、全ての経費について詳細に記載すること。

⑤企業（団体）概要（様式第5号）

- ・契約受注実績については、千葉県からの受注業務に限定されないこととし、令和元年度以降のもので3点以内とすること。

⑥業務実施体制（様式第6号）

- ・当該業務にかかわる実施体制を漏れなく記載すること。

(2) 提出部数

①については1部

②～⑥については各8部（番号順に並べ、左上綴じで提出）

11 審査・選考方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書一式は、下記(3)の審査基準に基づき、選定審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション・質疑応答等による審査を行い、最も優れた企画提案者を委託先候補者とする。

なお、応募数が5件以上の場合、千葉県総合企画部国際課で事前に下記(3)の審査基準に基づき書類選考を行う。

ア 書類選考では、選定審査会の審査対象となる提案を4件選考する。

イ 書類選考の結果は、令和7年8月8日(金)までに、企画提案書に記載されたアドレス宛に送付し、通知する。

(2) 選定審査委員会

選定審査委員会は令和7年8月22日(金)にオンライン形式で開催する予定であり、選定審査委員会におけるプレゼンテーション・質疑応答等は、応募書類のみで行うものとする。

なお、詳細については、企画提案者に別途通知する。

(3) 審査基準

審査基準は、別表に掲げる項目及び基準により行う。

(4) 審査・選定結果の通知

審査・選定結果は、企画提案者全員にメールで通知する。

12 提案の無効に関する事項

提案者が次のうちいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 経費見積書(様式第4号)の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 選定審査委員会を欠席したとき。
- (9) 上に掲げるものの他、提出書類の不備や選定審査委員会への大幅な遅刻等により、県が無効であると判断したとき。

13 委託契約

上記11により選定した最優秀提案を提出した者を委託先候補者とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和8年3月10日(火)まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。
- ウ 提案された企画内容を元に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。(別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託者決定後、協議の上、県が作成する。)
- エ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- オ 業務の全部または一部について、県の承諾なしに第三者に再委託することはできない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。

(3) 委託料の支払い

- ア 委託料の上限は、消費税及び地方消費税込みで6,833千円とする。
- イ 委託料には、事業完了後の完了報告書の作成経費を含む。
- ウ 委託料の支払いは、原則として、全ての業務が履行された後に行うこととする。

14 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。
- (4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 予期せぬ不測の事態等により、やむを得ず、募集を中止し、又は契約を締結しない場合がある。この場合、企画提案に要した経費は、全て企画提案者の負担とする。

令和7年度日本語教育実態調査業務審査基準

審査項目	評価の視点	配点
企画提案内容	・本業務の目的及び趣旨を理解した企画となっているか。	5
	・調査対象の抽出方法は、本県における外国人の居住状況等を踏まえたもので、具体的かつ効果的か。	20
	・回答率を高めるための工夫は、本県における外国人の居住状況等を踏まえたもので、実行可能性があるか。また、具体的かつ効果的か。	20
	・調査項目は本県における外国人の居住状況や課題等を踏まえたもので、具体的か。	20
	・調査項目及び結果の分析手法は、本県における外国人の居住状況や課題等を踏まえたもので、具体的か。また、得られるデータの有用性が示されているか。	20
	・多言語に対応できる業務体制の確保が期待できるか。また、対象言語を追加提案する場合は、効果的な調査に資する言語が示されているか。	5
業務遂行能力	・本業務を円滑に実施する上で十分な人員体制を有しているか。	5
	・国や都道府県における日本語教育の取組事例等への知識を有しているか。	5
	・類似業務の経験・実績が豊富であり、そのノウハウや知識を十分に活かして本業務を円滑に遂行することが期待できるか。	5
	・提案内容の実行が可能な業務スケジュールとなっているか。	5
経費の妥当性	・見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的かつ適切な内容となっているか。	5
	合計	115